

分子シミュレーション学会産業奨励賞表彰細則

	令和3年11月30日	総会承認
改訂	令和4年12月6日	総会承認
改訂	令和6年10月5日	幹事会承認

（目的）

第1条 分子シミュレーションを活用して創出された優れた産業的成果を顕彰し、分子シミュレーションの社会実装を促進して産官学の交流を活性化するため、産業界からの発表を奨励する。表彰については、本細則の定めるところによる。

（表彰）

第2条 表彰は、毎年度の分子シミュレーション討論会において、次に掲げる賞を授与して行う。

産業奨励賞 賞状 数件程度

民間企業に所属する本会正会員（法人会員に所属する個人を含む）による、分子シミュレーションの産業応用に関する優れた研究発表。

（応募手続き）

第3条 本賞に応募する本会会員は、分子シミュレーション討論会のポスター発表申込時に応募の意思を表明する。口頭発表を希望する応募者は、同時にポスター発表にも申し込むものとする。

（選考）

第4条 選考は、幹事会の中に設ける選考委員会が行う。選考委員は、産学連携を担当する幹事が推薦し、幹事会の承認を経て、会長が任命する。

（表彰式・学会誌掲載）

第5条 表彰式は原則として当該年度の分子シミュレーション討論会にて行い、受賞者名と演題名は、討論会後に学会ウェブサイトにも発表する。また、受賞者は分子シミュレーション討論会後に発行される分子シミュレーション学会会誌「アンサンブル」に研究紹介を掲載する権利を付与される。

（産業奨励賞の英文名）

第 6 条 産業奨励賞の英文名は、“Industrial Research Award of the Molecular Simulation Society of Japan” とする。

附則

1. この細則は、幹事会の議を経て改訂し、幹事会承認を得た次の討論会より施行する。